

諮問庁：国税庁長官

諮問日：令和5年4月11日（令和5年（行情）諮問第319号）

答申日：令和5年7月3日（令和5年度（行情）答申第175号）

事件名：「定期人事異動に係る参考資料の作成及び提出について」（指示）の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年1月17日付け名局公開9により名古屋国税局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

処分庁が示した不開示理由に合理性がないと考えるため。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

本件審査請求は、法3条の規定に基づく開示請求に対し、処分庁が行った原処分について、不開示部分の開示を求めるものである。

2 本件対象文書について

本件請求文書は「異動内申の作成を指示する文書（メール等を含む。）」であり、処分庁は開示請求書の補正を行った上で、本件対象文書を特定し、原処分を行った。

これに対して、本件審査請求に係る審査請求人は、不開示部分の開示を求めていることから、以下、本件不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

3 不開示情報該当性について

(1) 1 ページ目の不開示部分

当該不開示部分には、異動内申の作成対象となる職員の基準が記載されているところ、これを公にすることにより、当該作成対象となる職員が身構え、率直かつ詳細な身上把握が望み難くなり、正確かつ詳細な人

事情報の把握ができず、適正な人事異動が行われぬなど、処分庁の人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニの不開示情報に該当すると認められる。

(2) 別紙1の不開示部分

当該不開示部分には、「異動内申」(様式)に記載すべき項目が記載されているところ、これを公にすることにより、異動内申の作成対象となる職員が身構え、率直かつ詳細な身上把握が望み難くなり、正確かつ詳細な人事情報の把握ができず、適正な人事異動が行われぬなど、処分庁の人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条6号ニの不開示情報に該当すると認められる。

4 結論

以上のことから、原処分において不開示とした部分については、法5条6号ニの不開示情報に該当するため、処分庁が行った原処分は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年4月11日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年5月15日 審議
- ④ 同年6月15日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同月28日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条6号ニに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

当該部分には、異動内申の作成対象となる職員の基準及び異動内申に記載すべき項目が記載されていると認められる。

当該情報を公にすると、異動内申の作成対象者が明らかとなり、また、異動内申が作成対象者のどのような点に注目して作成されるものであるかについても明らかになることからすると、当該作成対象となる職員が身構え、率直かつ詳細な身上把握が望み難くなり、正確かつ詳細な人事情報が

把握ができなくなるにより、適正な人事異動が行われないなど、処分庁の人事管理に関する事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとする上記第3の3の諮問庁の説明は否定し難い。

したがって、当該部分は、法5条6号ニに該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号ニに該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号ニに該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 小林昭彦, 委員 常岡孝好, 委員 野田 崇

別紙（本件対象文書）

平成31年3月1日付名局人一2-30「定期人事異動に係る参考資料の作成及び提出について」（指示）